

3-③ 専門的知見の活用

検討趣旨	議案の審査等に関し学識経験者等の知見を活用することについて検討する。
現 状	地方議会の執行機関に対する監視機能や政策形成機能を充実・強化するために、平成18年の地方自治法改正により、普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた（地方自治法第100条の2）。
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <p>○専門的知見の活用例がある政令市 なし。 なお、議会基本条例を制定済みの6都市（さいたま市、川崎市、新潟市、名古屋市、広島市及び北九州市）においては、いずれも条例の中で専門的知見を積極的に活用することを定めている。</p> <p>○専門的知見の活用例がある都市 <所沢市> 都市計画道路網の現状と今後の課題（平成21年9月18日～平成22年2月8日） ①調査趣旨：常任委員会の所管事項調査を行うため。委員会において専門的知見を活用したい意向があり、本会議で議決し決定した。 ②調査実施者：岩崎征人氏（東京都市大学名誉教授） ③調査手法：上記の期間の間に、調査結果となる資料を取りまとめ、調査報告会という形で調査結果の報告を行った。</p> <p><栗山町> 老人福祉施設設置条例を廃止する条例の審議に係る調査（公共サービスの民営化）（平成21年8月10日） ①調査趣旨：常任委員会に付託された議案の審議を行うため。委員会において専門的知見を活用したい意向があり、本会議で議決し決定した。 ②調査実施者：福嶋浩彦氏（中央学院大学教授・元我孫子市長） ③調査手法：常任委員会の場で講演を行った。 ④調査結果の活用：平成21年12月に議案を可決した。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○地方自治法 第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。</p>